

議案に対する賛否の公表について

【賛否を公表する案件】

会議の別	会派等毎に賛否を公表する案件
2月定例会	予算議案及び重要な議案
8月定例会	決算議案及び重要な議案
5月定例会 11月定例会	重要な議案
その他臨時会	上程議案

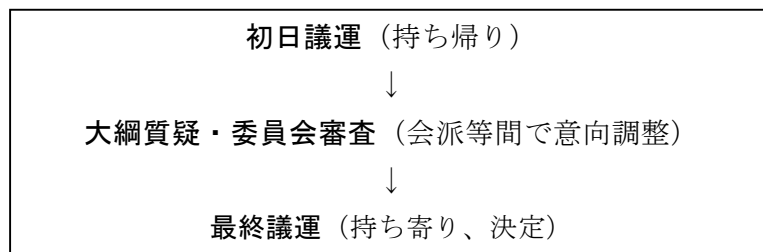
※1 会派等とは、会派及び会派に属さない議員をいう。

※2 重要な議案とは、都度、議会運営委員会の決定による。

【重要な議案の決定方法】

都度、議会運営委員会で決定する「重要な議案」については、初日の議会運営委員会で、各会派等で持ち帰り、最終本会議の運営を協議する議会運営委員会に持ち寄り決定しておく扱い。

(持ち寄りし、協議が整わない場合は、最終の議会運営委員会で採決を行う扱い。)



【賛否の確認方法】

賛否の公表をすると決した議案について、議会事務局が本会議での会派等毎の賛否を記録し、採決の本会議終了後、会派代表者に確認をとる。

【公表の方法】

- ① 広報さかい「議会のうごき」に加え掲載
- ② 堺市議会ホームページ上「議決結果」に掲載